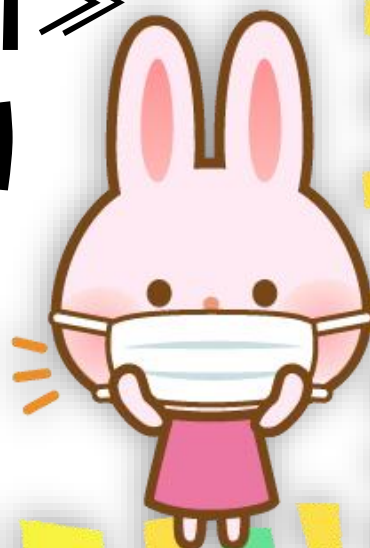


**病児・病後児保育室**

**《うさぎ保育所》**

**利用のしおり**



令和8年6月

## 病児保育について

保護者の方が就労している場合などは、お子さんが病気にかかったとき、自宅での保育が困難なことがあります。

こうした時でも安心して子育てできるよう、病院に併設した保育室で当面症状の急変が認められない病気のお子さんを、保育士と看護師が体調を診ながら一時的に保育する事業です。

ただし、伝染性感染症など全ての疾患に対応できるわけではありません。

また児童の安全を最優先し、お預かりできるのは症状の急変が認められない場合に限りですので、どんな病気や症状でもすぐに預けられるというものではありません。病気や症状によっては保護者の責任において保育をお願いする場合がありますので、利用に関しては必ず医師の診断が必要となります。

なお、利用者間での感染には細心の注意をいたしますが、病気が全くうつらないということではありませんので、十分にご理解のうえ了解いただき、相互協力のもとご利用いただくようお願いいたします。

### ○利用できるお子さん○

白井市・鎌ヶ谷市に在住する生後6か月から小学6年生までのお子さん（白井市・鎌ヶ谷市の保育園施設等に在籍している市外のお子さんも含む）で、当面症状の急変が認められない病気であり、次のいずれにも該当するお子さん

- ① 保護者が就労している
- ② 保育施設や幼稚園、学童保育所を利用している
- ③ その他、保護者の疾病等により家庭で保育することが困難である

※ お子さんの疾患や症状によっては、病児保育室の利用ができない場合がありますので必ず事前にご確認ください。（→次ページ ●病児保育利用基準 参照）

## ○病児保育利用基準○

利用の可否は、小児外来で判断します。必ず保護者付添いのもと受診したうえで、医師の判断に従ってください。

急性期治療が必要な状態や状態悪化が懸念される場合、ご家族による看護が必要な場合はお預かりできません。

学校感染症等の感染力が強い疾患の場合、感染力がなくなるまでお預かりできません。

また、すでに利用しているほかのお子さんの症状によっては、お預かりできないことがあります。

### ◎学校感染症例

- ・インフルエンザウイルス感染症
- ・新型コロナウイルス感染症
- ・百日咳
- ・麻疹
- ・風疹
- ・流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）
- ・水疱（水ぼうそう）
- ・咽頭結膜炎
- ・結核
- ・髄膜炎菌性髄膜炎
- ・コレラ
- ・細菌性赤痢
- ・腸管出血性大腸菌感染症
- ・腸チフス
- ・パラチフス
- ・流行性角結膜炎
- ・急性出血性結膜炎
- ・その他学校、幼稚園、保育所で予防すべき感染症

## ○利用できる日・時間及び利用限度○

◎利用できる日：月曜日から土曜日（ただし土曜日は病児保育室利用に関する診察を行っていませんので、金曜日までに白井聖仁会病院で受診し、継続的に利用するお子さんのみ対象となります。）

日曜日、祝祭日、年末年始（12月29日から1月3日）、実施施設が指定した休業日を除きます。

◎利用できる時間：午前8時から午後6時まで（月曜日から金曜日）

午前8時から午後1時まで（土曜日）

※利用の初日は受診後の利用となります。（午前9時から診察開始）

※継続して利用する場合でも、お子さんの症状は受診した時と同じとは限りません。

より安全な保育を実施するため、必要に応じ医師が症状の確認を行います。お預かりするときの症状によって再度受診が必要と判断した場合は、保護者付添いのもと受診していただきますので、ご理解ご協力をお願いします。

◎利用限度：原則として、1回の受診につき連続して7日間（休業日を含む）

## ○利用できる人数○

◎1日につき3人（ただし、保育するお子さんの病状により感染予防のため人数を制限することがあります。）

## ○利用料金等○

◎白井市・鎌ヶ谷市に在住するお子さん

お子さん1人につき、1時間当たり300円（別途食事、おやつ代650円が必要です）

◎白井市・鎌ヶ谷市の保育園等に在籍する同市以外に在住するお子さん

お子さん1人につき、1時間当たり500円（別途食事、おやつ代650円が必要です）

◎免除措置

生活保護世帯、市民税非課税世帯については無料とします。

### 免除措置を受ける場合

○利用料の免除を受ける場合は、白井市又は鎌ヶ谷市の保育担当課に利用登録申込書を持参し、該当世帯である旨の確認を受けた後、事前に利用登録申込書を病児保育室に提出してください。

○確認を受けようとする日の属する年（4月～8月に確認を受けようとする場合は、その前年）の1月1日現在の住所地が市外の方は、前住所地で交付される非課税証明書を持参してください。

## ○利用のしかた○

### 1. 事前登録

◎利用をお考えの方は、事前に登録が必要です。これはお子さんの既往歴、予防接種の状況、発達の状況、家族構成などお子さん自身とお子さんに関する生活環境に関する情報をあらかじめ登録しておくものです。登録当日のご利用はできません。

◎「利用登録申込書」「重要事項確認書」に必要事項を記入の上、病児保育室に提出してください。なお、有効期限は提出のあった日から1年間となります。

◎有効期間中であっても、実際の利用時において事前に登録した内容に変更がある場合は、利用登録申込書を再提出していただく場合があります。

## 2. 病児・病後児保育利用予約

◎利用日の前日または当日に病児・病後児保育室に電話し、空き状況の確認と予約を行ってください。

### 予約受付時間

月曜～金曜：午前 8 時～午後 5 時      土曜：午前 8 時から正午

ただし、日曜日・祝祭日・年末年始を除く

◎予約のキャンセルは、利用当日の午前 7 時までに必ずご連絡ください。

◎予約及び受付時間外のキャンセルの連絡先は 7 ページに掲載しています。

## 3. 受診

利用にあたっては、他の病院をすでに受診している場合であっても、必ず白井聖仁会病院での受診が必要となります。

◎保護者の方は利用希望時間の 30 分前までに、総合受付へ「病児・病後児保育利用予定者」であることを伝え、小児科で「利用確認票」の必要事項（保護者記入欄）を記入してください。

◎受診後、医師に「利用確認票」の必要事項（医師記入欄）を記入してもらい、看護師とともに病児・病後児保育室へお越しください。

◎先に利用しているお子さまの症状などによってはお預かりできない場合があります。

◎病院の診療受付時間と診療時間は下記をご参照ください。

（詳しくは白井聖仁会病院ホームページの外来医師担当表をご確認ください。）

### 受付時間及び診療時間

	午前		午後	
	受付時間	診療時間	受付時間	診療時間
月曜	7:00～12:00	9:00～	12:30～16:30	①14:00～ ②15:00～
火曜	7:00～11:30		12:30～16:30	
水曜	7:00～12:00		12:30～16:30	
木曜	7:00～12:00		12:30～16:30	
金曜	7:00～12:00		12:30～16:30	
土曜	7:00～12:00		12:30～16:30	

※病児保育室の利用予約受付時間は上記 2 をご確認ください。

#### 4. 利用申込み

◎ご利用日初日は病院で受診後、下記書類に必要事項を記入したうえで病児・病後児保育室にお越しください。

①利用申込書 ②家庭連絡票 ③委任状 ④与薬依頼書

◎ご利用日初日は聞き取り等に時間がかかる場合があります。

◎継続して利用する場合でも、必要に応じお子さんの症状を医師が確認することがあります。

◎当日の持ち物は、下記の「★持ち物チェックリスト」でご確認ください。

#### 5. 利用料金等の支払方法

◎お子さんのお迎え時に病児・病後児保育室にて現金でお支払いください。なるべくおつりがないようにご協力お願いいたします。

### ★持ち物チェックリスト

◎必ず必要なもの

【利用日初日】

- |                                      |  |                                |                              |
|--------------------------------------|--|--------------------------------|------------------------------|
| <input type="checkbox"/> 利用申込書       | <input type="checkbox"/> 与薬依頼書             | <input type="checkbox"/> 家庭連絡票 | <input type="checkbox"/> 委任状 |
| <input type="checkbox"/> 母子手帳        | <input type="checkbox"/> マイナ保険証（もしくは資格確認書） |                                |                              |
| <input type="checkbox"/> 子ども医療費助成受給券 | <input type="checkbox"/> 現在内服している薬         |                                |                              |

【利用日ごと】

- |   |                                       |                                   |
|---|---------------------------------------|-----------------------------------|
| <input type="checkbox"/> 家庭連絡票                  | <input type="checkbox"/> 着替え（上・下）2セット | <input type="checkbox"/> 下着2～3セット |
| <input type="checkbox"/> ビニール袋（洗濯物を入れるためのレジ袋など） | <input type="checkbox"/> バスタオル2枚      |                                   |
| <input type="checkbox"/> 手・口ふきタオル等              |                                       |                                   |

◎年齢に応じて

- |                                 |                              |                                  |                                  |
|---------------------------------|------------------------------|----------------------------------|----------------------------------|
| <input type="checkbox"/> ミルク    | <input type="checkbox"/> 哺乳瓶 | <input type="checkbox"/> オムツ6～7枚 | <input type="checkbox"/> 食事用エプロン |
| <input type="checkbox"/> 歯ブラシ1本 |                              |                                  |                                  |

◎必要に応じて

- |                                      |  |
|--------------------------------------|--|
| <input type="checkbox"/> お弁当・おやつ・飲み物 | <input type="checkbox"/> 現在の症状に対して処方されている薬 |
| <input type="checkbox"/> 食事用エプロン     | <input type="checkbox"/> おしり拭き             |

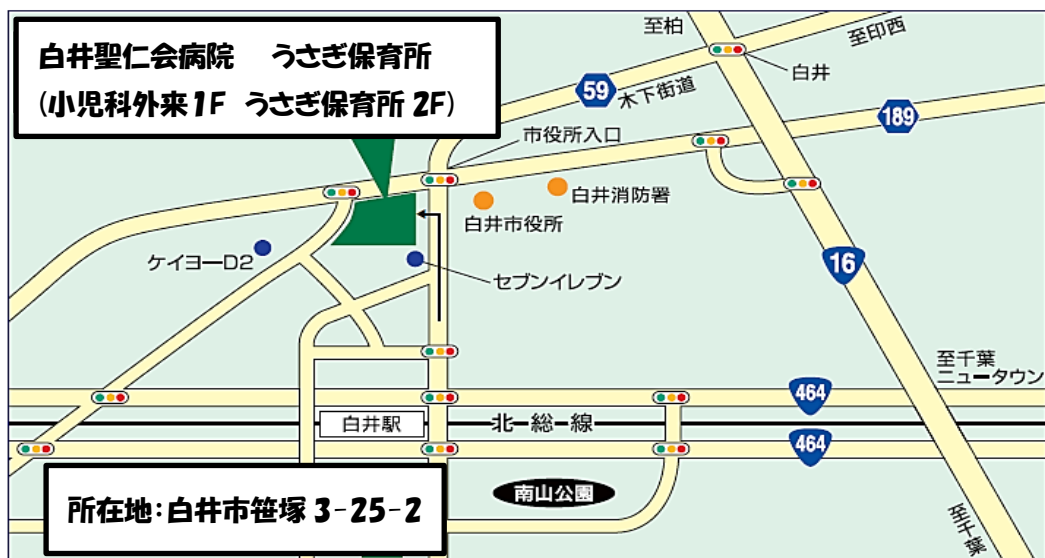
◎その他お気に入りのおもちゃや絵本、ぬいぐるみなど

※アレルギーがあるお子さんはお弁当をお持ちいただくこともできます。

※すべての持ち物に必ずお子さんの名前を記入してください。

## ○利用上の注意○

- ◎保育時間は厳守願います。延長保育は行いませんので、必ず時間内のお迎えをお願いします。
- ◎受診前の病児保育室での先預かりはできません。
- ◎病児保育中に急激な体調変化があった場合や、伝染性感染症が疑われる場合は再受診をお願いし、治療を行うことがあります。（その場合、別途費用がかかります。）  
また、場合によっては保育を切り上げてお迎えをお願いする場合があります。
- ◎診察を行った場合は病児保育の利用料とは別に診察料がかかりますので、1階の会計で必ず精算をお願いします。



©北総鉄道白井駅北口より徒歩10分 白井市役所前

#### 予約電話番号

うさぎ保育所（病児・病後児保育室） 070-2656-5671

#### 時間外のキャンセル電話番号（予約時間外）

白井聖仁会病院 047-491-3111

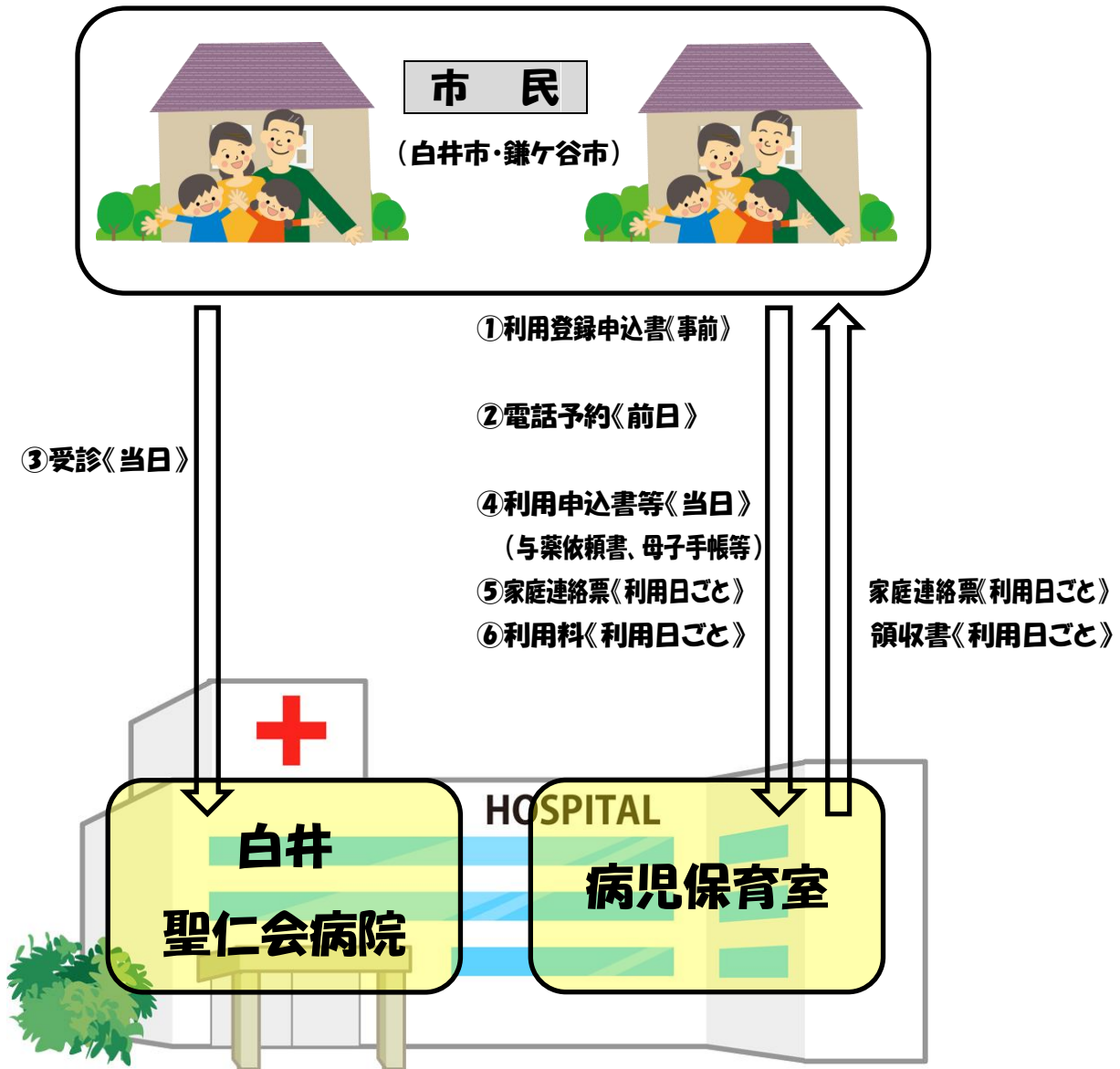
#### 関係機関電話番号

白井市役所保育課 047-497-3488（直通）

鎌ヶ谷市役所幼児保育課 047-445-1141（代表）

必要書類については白井市のホームページからダウンロードできます。

# 利用手続きの流れ



※白井市民で生活保護世帯・市民税非課税世帯に当たる方で、免除措置を受けたい方は市で事前に確認を受ける必要があります。病児・病後児保育室に利用登録申込書を含む申請書類を提出する前に、申請書類一式を持って白井市役所保育課までお越しください。